## 京都府流域下水道共同研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都府(以下「府」という。)が、京都府流域下水道において、府以外の者(以下「共 同研究者」という。)と共同で行う研究、調査及び試験(以下「共同研究」という。)の実施について、必 要な事項を定めることを目的とする。

(共同研究の実施要件)

- 第2条 共同研究は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、実施することができるものとする。
  - (1) 共同研究として実施することが合理的かつ効果的であること。
  - (2) 共同研究の内容が公益性を有すること。
  - (3) 共同研究者が、必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること。
  - (4) 共同研究として実施することにより、府の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

(共同研究の種類等)

- 第3条 共同研究は、京都府流域下水道の用地及び施設並びに下水、汚泥等を研究材料として提供して行う ものとし、次に掲げる種類とする。
  - (1)自主提案型(共同研究者が自由に提案する課題により行うものをいう) (2)公募型(京都府流域下水道共同研究技術審査委員会が指定する課題により行うものをいう)
- 2 共同研究は、期間を定めて募集するものとする。

(共同研究の申請)

第4条 共同研究を行おうとする者は、共同研究申請書(別記第1号様式)を知事あてに提出するものとす る。

(共同研究の審査及び採用の可否の通知)

第5条 府は、共同研究申請書の内容について、京都府流域下水道共同研究技術審査委員会において採用の 可否を審査し、その結果を採択通知(別記第2号様式(その1))又は不採択通知(別記第2号様式(そ の2))により申請者に通知するものとする。

(協定の締結)

- 第6条 府は、共同研究を実施しようとするときは、次に掲げる事項について、共同研究者と協定を締結す るものとする。
  - (1) 共同研究者の名称及び住所
  - (2) 共同研究の名称、内容及び実施期間
  - (3) 共同研究の実施場所
  - (4) 研究の分担
  - (5) 費用の負担区分
  - (6) 損害の負担
  - (7) 研究成果の報告
  - (8) 研究成果の公表
  - (9) 研究成果の帰属
  - (10) その他必要な事項

(共同研究の中止)

第7条 天災その他やむを得ない事情等により、共同研究を継続することが困難になったときは、府及び共 同研究者は、協議の上、当該共同研究を中止することができるものとする。 (特許の出願等)

- 第8条 府は、共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、協議して権利の持分を定め、共同で特許出 願(以下「共同出願」という。)をすることができるものとする。
- 2 府は、共同出願しようとするときは、共同研究者と共同出願契約書(別記第3号様式)により共同出願 契約を締結するものとする。
- 3 府又は共同研究者が共同研究の結果、独自の発明を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、 単独で特許を出願することができるものとする。

(優先実施権)

- 第9条 知事は、前条第1項の規定により共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権(以下「特許権等」という。)を、共同研究者又はその指定する者で知事が適当と認めた者に限り、共同研究 終了の日から5年を超えない範囲で実施(以下「優先実施」という。)させることができるものとする。
- 2 前項の場合において、知事は、優先実施の期間中、その第2年目以降において、正当な理由なく当該発 明を実施しないとき、又は優先実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的 実施の期間中においても第三者に実施を許諾することができるものとする。

(実施料の徴収)

第10条 府は、前条の規定により、特許権等の実施を許諾したときは、当該権利に係る持分に応じ、実施 料を徴収するものとする。

(準用)

第11条 第8条から前条までの規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(適用の特例)

第12条 共同研究者が、国立大学又は国公立の試験研究機関等である場合において、共同研究に関する特段の定めがあるなど特別の事情があるときは、この要綱の一部又は全部を適用しないものとする。
2 共同研究者の申請のうち、設備の展示(デモンストレーション等をいう。)等その内容が軽易なものについては、この要綱を適用しないものとする。

(報告)

第13条 共同研究者は、当該共同研究が終了したときは、速やかに共同研究報告書を知事あてに提出する ものとする。

(研究成果の公表等)

第14条 共同研究の成果については広く府民に広報及び公表することを原則とし、その成果については、 府及び共同研究者が共有するものとするとともに、第三者に知らせようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(その他)

- 第15条 共同研究の成果をもって、京都府流域下水道への導入を約束するものではなく、府の発注建設工 事、業務委託の請負等での有利な取扱いは一切行わない。
- 2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年 7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 6月 1日から施行する。